

## 提案基準7 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">提案基準7 廃棄物処理施設の取扱いについて (平成7年10月1日施行)</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第1 略</p> <p>(立地)</p> <p><b>【中間処理施設（積替保管施設を含む。）及び破碎業の施設】</b></p> <p>第2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 敷地は、原則として幹線道路に接続する<u>道路幅員6メートル</u>以上の道路に面すること。</p> <p><b>【最終処分場に付属する管理施設】</b></p> <p>第2 - 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(施設の規模等)</p> <p><b>【中間処理施設（積替保管施設を含む。）及び破碎業の施設】</b></p> <p>第3 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">提案基準7 廃棄物処理施設の取扱いについて (平成7年10月1日施行)</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第1 略</p> <p>(立地)</p> <p><b>【中間処理施設（積替保管施設を含む。）及び破碎業の施設】</b></p> <p>第2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 敷地は、原則として幹線道路に接続する<u>車道幅員5.5メートル</u>以上の道路に面すること。</p> <p><b>【最終処分場に付属する管理施設】</b></p> <p>第2 - 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(施設の規模等)</p> <p><b>【中間処理施設（積替保管施設を含む。）及び破碎業の施設】</b></p> <p>第3 略</p> <p>2 略</p>

## 提案基準7 新旧対照表

<p>3 略</p> <p>【最終処分場に付属する管理施設】</p> <p>第3 - 2 略</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1 この基準は、<u>平成27年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>3 略</p> <p>【最終処分場に付属する管理施設】</p> <p>第3 - 2 略</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1 この基準は、<u>平成26年4月1日</u>から施行する。</p>
---	---

### 提案基準 7 新旧対照表

提案基準 7 の解説	提案基準 7 の解説
<p><u>(立地)</u></p> <p><u>第2</u></p> <p><u>3 住宅等がないこと</u></p> <p>市街化区域(工業地域, 工業専用地域を除く)から150m以上離れていること, <u>かつ集落又は住宅団地などが150m以内に無いこと。</u></p> <p><u>3 学校等がないこと</u></p> <p>小・中学校, 高等学校, 幼稚園, 専門学校, 大学, 養護学校や, 保育所などが150m以内に<u>無いこと。</u></p>	<p><u>市街地的な土地利用が想定されない場合の運用基準</u></p> <p><u>(1) 「住宅等がないこと」</u></p> <p><u>集落又は住宅団地等がないことであり, 下記のいずれの条件も満足するもの。</u></p> <p><u>① 市街化区域から150m以上離れていること。ただし, 当該市街化区域が工業地域, 工業専用地域の場合は除く。</u></p> <p><u>② 住宅・住戸係数の和は, 次を示す数値以下であること。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;"> <math display="block">J_{100} = \sum_{i=1}^n \frac{1}{r_i} \leq 0.05</math> <math display="block">J_{150} = \sum_{i=1}^n \frac{1}{r_i} \leq 0.1</math> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p><u>J<sub>100</sub>; 100以内の住宅・住戸係数の和</u></p> <p><u>J<sub>150</sub>; 150以内の住宅・住戸係数の和</u></p> <p><u>r<sub>i</sub>; 住戸敷地までの最短距離</u></p> <p><u>1/r<sub>i</sub>; 住宅・住戸係数</u></p> </div> </div> <p><u>・戸建住宅は, 1戸とする。</u></p> <p><u>・共同住宅は, 住戸数とする。(一時的な空き家を含む。)</u></p> <p><u>・寮・寄宿舍は, (収容定員数÷4)とする。</u></p> <p><u>・老人ホームなどは, (ベット数÷4)とする。</u></p> <p><u>・店舗, 事務所……………は, 実態に即して考慮する。(原則1戸)</u></p> <p><u>(2) 「学校等がないこと」については, 小・中学校, 高等学校, 幼稚園, 専門学校, 大学, 養護学校や, 保育所などが150m以内に<u>ないこと。</u></u></p>

## 提案基準7新旧対照表

<p>また、主要な通学路（スクールゾーン）がどうなっているかを総合的に考慮する必要がある。</p> <p><b>3 病院等がないこと</b></p> <p>入院患者等に配慮して、入院設備のある診療所（ベット数19以下）などについても150m以内に<u>無い</u>こと。</p> <p>距離の測定は、各建築物の敷地間で行う。</p> <p>敷地には、路地状部分を含めない。</p> <p><b>3 地形・地物等からみて周辺施設等に対する影響が少ないと認められる場合</b></p> <p>処理施設の用途によっても影響範囲は違うので、施設ごとに判断を要する。</p> <p><b>4 前面道路幅員について</b></p> <p>敷地は原則として幹線道路に接続する道路幅員6 m以上の道路に面することとするが、以下のような場合には許可できるものとする。</p> <p>大型車両等の通行に支障のないよう、道路の拡幅又は待避所等の設置を行う場合。</p>	<p>また、主要な通学路（スクールゾーン）がどうなっているかを総合的に考慮する必要がある。</p> <p>(3) 「<u>病院等がないこと</u>」については、入院患者等に配慮して、入院設備のある診療所（ベット数19以下）などについても150m以内に<u>ない</u>こと。</p> <p>距離の測定に当たっては、各建築物の敷地間距離とする。</p> <p>敷地には、路地状部分を<u>除く</u>。</p> <p>地形・地物等からみて周辺施設等に対する影響が少ないと認められる場合</p> <p>(1) 処理施設の用途によっても影響範囲は違うので、施設ごとに判断を要する。</p> <p>前面道路幅員について</p> <p>(1) 敷地は原則として幹線道路に接続する車道幅員5.5m以上の道路に面することとするが、以下のような場合には許可できるものとする。</p> <p>大型車両等の通行に支障のないよう、道路の拡幅又は待避所等の設置を行う場合。</p>
---	--